

農 業 の 減 価 償 却 費 説 明 書

① 減価償却費とは

農機具等で耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のものについて、耐用年数に応じ、取得費用を各年分の必要経費として計算したもの

② 減価償却費の計算

$$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} = \text{当該年の減価償却費}$$

※上記の計算は、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法（定額法）です。（平成19年3月31日以前に取得した場合の償却方法は⑥をご覧ください。）

※未償却残高が1円になるまで償却できます。

※年の途中で取得した場合は月割計算をします。また、農業以外にも使用することがある場合は、農業で使用する割合を乗じます。

主な減価償却資産の耐用年数

| 種 類 | 細 目 | 耐用年数 |
|-----------|--|------|
| トラクター | 歩行型トラクター | 7年 |
| | その他のもの（乗用型トラクター） | |
| 耕うん整地用機具 | プラウ、ロータリー、鎮圧機、うねたて機等 | |
| 栽培管理用具 | 堆肥散布機、石灰散布機、は種機、施肥は種機、田植機、移植機、育苗機、中耕除草機等 | |
| 防除用機具 | スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機等 | |
| 穀類収穫調製用機具 | 自脱型コンバイン、刈取機、稲わら収集機（自走式を除く）、及びわら処理カッター | |
| | その他のもの（普通型コンバイン、ウインドロウアー、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機等） | |
| 車両・運搬具 | 小型自動車（総排気量0.66リットル以下のもの） | 4年 |
| | 貨物自動車（ダンプ式のものを除く） | 5年 |
| その他の機具 | きのこ栽培用ほだ木 | 3年 |
| | 乾燥用バーナー | 5年 |
| | その他のもの（精米機、精麦機等） | 7年 |
| 牛 | 繁殖用の肉用牛 | 6年 |

※主なものを記載しておりますが、その他の減価償却資産についてもそれぞれ耐用年数が定められておりますので不明な点はお問合わせください。

③ 償却率（定額法）

| 耐用年数 | 償却率 | 耐用年数 | 償却率 | 耐用年数 | 償却率 | 耐用年数 | 償却率 |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2 | 0.500 | 10 | 0.100 | 18 | 0.056 | 26 | 0.039 |
| 3 | 0.334 | 11 | 0.091 | 19 | 0.053 | 27 | 0.038 |
| 4 | 0.250 | 12 | 0.084 | 20 | 0.050 | 28 | 0.036 |
| 5 | 0.200 | 13 | 0.077 | 21 | 0.048 | 29 | 0.035 |
| 6 | 0.167 | 14 | 0.072 | 22 | 0.046 | 30 | 0.034 |
| 7 | 0.143 | 15 | 0.067 | 23 | 0.044 | | |
| 8 | 0.125 | 16 | 0.063 | 24 | 0.042 | | |
| 9 | 0.112 | 17 | 0.059 | 25 | 0.040 | | |

④ 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間の各年分において、取得価額の3分の1の金額を当該年の必要経費にすることができます。

（取得価額×1/3＝当該年の減価償却費）

※10万円以上20万円未満の減価償却資産については、②減価償却か④一括償却資産のどちらか一方を選択できます。

⑤ 計算例（平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産）

令和3年7月10日に100万円で購入した乗用トラクターの令和3年分の減価償却費はいくらですか？

$$\frac{100\text{万円}}{\text{(取得価額)}} \times \frac{0.143}{\text{(償却率)}} \times \frac{6}{12\text{月}} = 71,500\text{円}$$

(取得価額) (償却率) (月数) (当該年の減価償却費)

上記の例について、以降の各年における減価償却費と未償却残高は以下のとおりです。

| 年分(令和) | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 減価償却費 | 71,500 | 143,000 | 143,000 | 143,000 | 143,000 | 143,000 | 14,3000 | 70,499 |
| 未償却残高 | 928,500 | 785,500 | 642,500 | 499,500 | 356,500 | 213,500 | 70,500 | 1 |

⑥ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法（旧定額法）

（取得価額 - （取得価額 × A%）） × 旧定額法の償却率 = 当該年減価償却費

↳残存価額

※「A%」の割合は、農機具等10%、牛10～50%、馬10～30%、豚30%、果樹その他の植物5%です。（ただし、牛・馬については残存価額10万円以上の場合は10万円）

※償却可能限度額は、取得価額の95%相当額です。

※旧定額法で償却可能限度額まで償却した資産は、旧定額法での償却終了以降、5年間で未償却残高が1円になるまで償却できます。

例) 残存価額5万円の場合、4年間は1万円を償却、5年目は9,999円を償却。

※旧定額法による減価償却費の算定についてご不明な点はお問合せください。